



幹本申  
8号

## 「新幹線車両センター業務執行体制の見直しについて」 に関する申し入れ団体交渉を行う！①

### 【議論の特徴点は以下の通りです】

#### 第1項 業務執行体制の見直しにおいて、車両品質の向上と組合員・社員が成長できる根拠を明らかにすること。

- (組合) 業務執行体制の見直しを行う経緯は何か。
- (会社) これまでの業務研究やトライアルで一定の成果がでたので実施することとした。
- (組合) 2019年の業務研究はゆとりある作業を目指し取り組んだが、その目的と矛盾していないか。
- (会社) この間、各作業の手待ち時間をどのように創出するか検討し、その時間をどのように活用するか段階的に行っており矛盾は無い。
- (組合) 模擬交検での課題は何か。
- (会社) 様々課題はあったが対策を考え、模擬交検でも時間内に作業できることを確認できた。修繕が発生し、時間内に終了しない場合は必要な調整は行う。基本的なスタンスはこれまで通り変わらない。
- (組合) 休日勤務が多く発生している中で、社員の成長に向けた教育が行えるのか。
- (会社) 今回の取り組みによって教育が出来て、全体のレベルアップになる。
- (組合) 交番検査が、知識・基本的な技術を学ぶことで変わらないのか。 **確認！**
- (会社) これまでの考え方は変わらない。

#### 第2項 交番検査体制の見直し実施においては、マニュアル教育のみとせず実作業の見習い教育を行うこと。

- ・作業方法の変更はないため、見習いでの教育は考えていない。
- ・代務者や交番検査を長期間行ってない場合は、思い出し教育は行う。
- ・教育の場面で不安な点があれば、現車を使用するなど含めて対応していく。管理者に遠慮なく言っていただきたい。
- ・それぞれの人に合わせた教育をする。また体制見直し後もフォローを行っていく。

### 不安解消のため、一度は見習い教育を行うべきだ！

#### 第3項 盛岡新幹線車両センターにおいて新たに設置する機動担当は、技術力向上を目的とし、当面の間2名体制とすること。

- ・2名体制は考えていない。
- ・機動担当は、機械担当から電気担当を経験し、機動担当というステップアップ出来るように段階を踏んでいく。
- ・機動担当は臨時修繕が主体となるが、指導と機動担当での対応や場合によっては技術管理も対応する。
- ・機動担当は指導補助の一面もあり、電気担当で臨時修繕できなくて、指導担当の作業を見て学ぶことも機動担当として担っていただく。
- ・臨時修繕作業で不安な場合は、技術管理や指導担当がフォローをしていく。